

つ ぶ 問

2018年9月号 簿記論

≪ 1 問目 ≫

【問題】

次の各文章に当てはまる商品売買の記帳方法を答えなさい。棚卸減耗損及び商品評価損は発生していない。

- ①商品勘定の貸方を売価で記帳する
- ②期中の商品勘定残高がその時の商品の原価を示す
- ③決算整理仕訳が必要
- ④決算整理後残高試算表から売上原価が分かる

【解答】

- ①総記法，小売棚卸法
- ②分記法，売上原価対立法
- ③総記法，三分法，小売棚卸法
- ④三分法，売上原価対立法

【解説】

簿記論つぶ問初回のため、数字を使わずに解ける問題としました。このような文章問題は簿記論の本試験で出題されることはないかもしれませんが、記帳方法の全体の確認に利用してください。解答に上がっている小売棚卸法は本誌では扱いませんでしたが、ちょうど今年の平成30年第68回簿記論で出題されたため、最後にまとめて説明をします。

- ①総記法は、仕入時は原価で商品勘定の借方に記録し、売上時は売価で商品勘定の貸方へ記録します。そのため、期中の商品勘定の残高が何を表しているのか分からない金額となりますが、仕訳は原始的でシンプルになります。
- ②分記法と売上原価対立法は、商品の仕入時と売上時の両方で原価により商品勘定へ記録します。そこで、①の総記法とは異なり期中の商品勘定がその時の商品の原価を示すものとなります。三分法の繰越商品勘定は期首の商品原価であり、期中の商品の原価ではないため、当てはまりません。
- ③この問題は②の裏返しです。期中の処理のままでは商品勘定が商品の原価にならないため、決算整理仕訳で商品勘定もしくは繰越商品勘定を期末の商品原価へ修正することが必要です。また、決算整理仕訳の結果、売上総利益（総記法の商品販売益勘定）もしくは売上原価（三分法の仕入勘定）も示されることとなります。
- ④分記法と総記法は、商品販売益勘定で売上高と売上原価の差額（純額）である売上総利益が示されます。それに対し、三分法と売上原価対立法では、売上高は売上勘定、売上原価は仕入勘定または売上原価勘定で、別々に総額で示されます。

小売棚卸法は総記法にやや似た方法で商品勘定の貸方を売価で記録しますが、さらに仕入時に借方も売価で記録を行います。本誌 9 月号の 69 ページに示した設例 1 にもとづく仕訳を示すと次のとおりです。(設例に売価を追加しています。)

設例 1

次の各取引を小売棚卸法で仕訳せよ。

(代金は掛けとする。また、売価はそれぞれ販売予定の価額を示している。)

- (1) 期首の商品残高は 10,000 円 (売価 15,000 円) であった。
- (2) 商品 100,000 円 (売価 153,000 円) を仕入れた。
- (3) 原価 85,000 円の商品を 130,000 円で売り上げた。
- (4) 期末の商品残高は 25,000 円 (売価 38,000 円) であった。

解答

- | | | | |
|-----------|---------|-------|---------|
| (1) 繰延販売益 | 5,000 | 商品販売益 | 5,000 |
| (2) 商品 | 153,000 | 買掛金 | 100,000 |
| | | 商品販売益 | 53,000 |
| (3) 売掛金 | 130,000 | 商品 | 130,000 |
| (4) 商品販売益 | 13,000 | 繰延販売益 | 13,000 |

最初に(1)は分かりにくい(2)から確認すると、示されている販売価額(売価)により仕入時に商品勘定の借方へ記録をします。それに対する貸方の買掛金は将来に支払わなければいけない金額である原価の 100,000 円でなければなりません。ここで生じる差額については販売したら得られる販売益であることから、商品販売益とします。次に(3)の売上時にも商品勘定の貸方を売価で記録することから、総記法の(3)と同じく借方の売掛金との貸借差額が生じません。仮にこのまま期末をむかえると、(2)で計上した商品販売益のうちまだ売り上げていない分が収益として残ったままになってしまいます。そこで、(4)の決算整理仕訳により、期末に残っている商品の売価と原価の差額を商品販売益勘定から減らすとともに、同額を繰り延べます。この期末に繰り延べた分は翌期首に再振替仕訳が必要であり、前期末(当期首)の商品にかかる商品販売益の再振替仕訳が最初の(1)です。

こうして商品販売益勘定の動きをみると、(1)期首商品の販売益 5,000+(2)当期仕入商品の販売益 53,000-(4)期末商品の繰延販売益 13,000=当期の商品販売益 45,000 円であり、本誌の分記法等の方法と一致します。この計算は、いわば三分法の売上原価の算定で行っている期首商品+当期仕入-期末商品を、商品販売益で行ったものといえます。

次に、本誌の 71 ページに示した設例 2 にもとづく値引と返品についても条件を追加して仕訳を確認すると、次のとおりです。

設例 2

次の各取引を小売棚卸法で仕訳せよ。

(代金は掛けとする。)

- (1) 以前の仕入れについて 10,000 円の値引を受けた。(売価の変更はしない。)
- (2) 以前の仕入れのうち原価 10,000 円分 (利益付加率 25%) を返品した。
- (3) 以前の売り上げ (原価率 80%) について 10,000 円の値引をした。
- (4) 以前の売り上げ (原価率 80%) について 10,000 円の返品を受けた。

解答

(1)	買掛金	10,000	商品販売益	10,000
(2)	買掛金	10,000	商品	12,500
	商品販売益	2,500		
(3)	商品販売益	10,000	売掛金	10,000
(4)	商品	10,000	売掛金	10,000

(1)の仕入値引は原価の減少であり、結果として売価との差額である商品販売益が増えることになるため、商品販売益勘定の貸方を増やします。ただし、仮に商品にキズなどが見つかったことで売価も変更する場合は、商品勘定の調整も必要です(次の(2)の仕入取引を取り消す仕訳と、値引後の金額で新たに仕入れたと仮定した仕訳を合体させてください)。次に、(2)仕入戻し(仕入返品)では、仕入時の仕訳の取り消し仕訳を行います。(3)の売上値引は売価が事後的に下がることで利益が減ることになるため、商品販売益を減らす仕訳を行います。最後に(4)の売上戻り(売上返品)は、売上の取り消し仕訳となります。このように、他の方法とは異なり(1)の仕入値引と(2)の仕入戻しも異なる仕訳で複雑となりますが、返品は仕入・売上の逆仕訳、値引(割戻)は商品販売益の調整になると頭の中で整理してください。今年の簿記論でも(2)の小売棚卸法による仕入戻しの仕訳が問われており、以前よりも注意が必要です。